# SDGsに関わる教育旅行への姫路城のPRについて

目標11のターゲット4の活用

◆どうしてSDG s に関わる取り組みを行う必要があるのか。

新学習指導要領改訂により小中高の教育で「探求学習」を取り入れた活動が活発化すると想定されている。修学旅行も事前・事中・事後の指導を計画的に設定し、生徒自身の課題を探究する時間にかえていく必要に迫られている。
また、令和2（2020）年度から本格実施を迎える新学習指導要領において「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」などが記載された前文が設けられ、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたこともあり、2015年9月の国連サミットで採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」いわゆるSDGsというものが今後の教育旅行で重視されていく流れが本流となっている。

# 姫路城と関りのあるSDGsのゴール ➡

## SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」
## 目標11の定めるターゲットは？

「11-1」のように数字で示されるものは、それぞれの項目の達成目標を示している。
「11-a」のようにアルファベットで示されるものは、実現のための方法を示している。

| | |
|---|---|
| 11.1 | 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 |
| 11.2 | 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮 し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 |
| 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 |
| 11.4 | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 |
| 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅 に減らす。 |
| 11.6 | 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
| 11.7 | 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 |

| | |
|---|---|
| 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 |
| 11.b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエン ス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定 と実施を行う。 |
| 11.c | 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。 |

# 11住み続けられるまちづくりを

## 世界の共通の目標

途上国　　先進国

共通の課題（途上国、先進国に程度の差はあれ）

環境を省みない発展への希求

弱者の保護より自らの繁栄

自然、文化よりも便利、快適な暮らし

| | |
|---|---|
| 11.1 | 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 |
| 11.2 | 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮 し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 |
| 11.3 | 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 |
| 11.4 | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 |
| 11.5 | 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅 に減らす。 |
| 11.6 | 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 |
| 11.7 | 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 |

| | |
|---|---|
| 11.a | 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 |
| 11.b | 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエン ス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定 と実施を行う。 |
| 11.c | 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。 |

# 姫路城と関りのあるSDGsのターゲット

⬇

# 11-4世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

どうして目標「住み続けられるまちづくりを」のターゲットが「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」となるのか。

まず、ただそこに建物が立ち、人が住み、生活を営むものが「まち」ではなく、どうしてそこに建物が立ち、どのような人が住み、これまでどのような生活が営まれたのか、歴史や文化を積み重ね醸成されたものを含め「まち」であると考えられる。「まち」をこのように解釈するとき、その昔から現在まで脈々と受け継がれ、繋がれてきた文化遺産・自然遺産はまさにその象徴であると言える。そこで「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」ことが「まち」自体を繋いでいくこととなり、「住み続けられるまちづくりを」のターゲットとなっていると考える。

次に、いくつかの文化遺産、自然遺産は昔からその地域のまちづくりの中心や基準となってきている。そして、現在でも中心や基準となっている文化遺産や自然遺産は存在する。道路割りや、建物の建築の基準となっており、まさに「まち」を形作るには欠かせないものである。そこで「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」ことが「住み続けられるまちづくりを」のターゲットに直接つながるものでもあると考えられる。

明治

昭和の大修理

平成の大修理

平成の大修理後

# 姫路城の保護保全の経緯

## ○姫路城がどのように守られてきたか

**・江戸時代**

まず城は江戸幕府からの預かり物であり、任せられる藩主にとっては、城を保護・保全していくことは、自身の家名を守っていくことに繋がっていた。
※不用意に預かり物である城を破損させることはお家の体面を汚すことになり、大変不名誉なことであった。
築城から幕末まで約260年間の間に支柱の追加や屋根の修理等の30件に及ぶ修理記録が残されている。
お城の修理では作事方の役人のもと藩が地元の職人を雇用していた。
ちなみに、お城が観光の目的としては記載されている紀行文は少なく、姫路城下の賑わいが記されたりしているものは無く、西国三十三所の巡礼先である書寫山圓教寺などが姫路観光の目的地となっていたとのこと。

**・江戸から明治の変革期**

明治維新の後に日本全国では廃城令により、必要の無いお城は壊されていった。その中で姫路城は、元よりに西国の抑えとして築かれたお城であり、維新当初、政情が不安定である中、治安維持に要する軍隊を配置するため存城が決定されたと言われている。
明治の最初期は姫路県庁が置かれていたが、大阪鎮台より明治7年に陸軍（歩兵第10連隊）が入り、三の丸の建物などが壊され、軍の施設や病院などが作られた。
天守や櫓などは残されたが、屋根には雑草が生い茂り、瓦は落ち放題、軒も傾き壁も崩れ、目を覆うばかりの状態であった。
※天守や櫓が残されていたのは撤去にも莫大な費用と人手を必要とする為、棚上げされていたという説も。
このような中で、陸軍の中村重遠大佐が、名古屋城と姫路城の名城としての価値に注目し、永久保存に向けた意見書を陸軍に提出。明治12年に姫路城の保存が決まり陸軍による修理が行われる。

**・明治、大正**

明治31年、日清戦争後の国の軍備拡張の流れの中、経済的な意味合いから全国各地で誘致活動が行われたが、姫路には城跡に第10師団が設置された。
陸軍による姫路城の修理が行われる中で、姫路市民の間から姫路城を救えという市民運動が盛り上がり、明治41年に「白鷺城保存期成同盟会」が結成され、国などへの要望が行われる。そして明治43年から44年にかけて本格的な保存修理が陸軍により行われる。
江戸時代は藩主の居城であり、明治維新後も軍用地となり、姫路市民はお城への立ち入りを禁止されている。そこでこの保存修理を機に、お城を市民に開放して欲しいという動きが有り、軍用地を除く部分が姫路市へと無償貸下げとなる。大正元年に姫路城が一般に公開されることとなる。

**・昭和　戦前**

大正14年に国の軍備縮小の流れで、姫路の軍隊の規模が縮小。軍の一部が移転した跡地については国（大蔵省）の管理であったが、国（大蔵省）が売却の意向を示したため、城の保存の為、市長等が発起人となり「姫路城勝地保存期成同盟会」が発足。昭和2年に史跡名勝天然記念物保保存法により史跡として認定される。その後昭和4年に国宝保存法が制定され、昭和6年に国宝として認定された。
昭和9年に豪雨によりお城の一部が崩壊したことを発端に昭和10年より昭和の大修理が始まる。

**・昭和　戦中**

昭和16年に太平洋戦争が開戦。昭和19年に太平洋戦争の戦局が急迫するなか昭和の大修理は一時中断となる。
姫路城が絶好の目標となって膝下の師団や軍需工場が攻撃されるのを防ぐため、開戦後、姫路城を擬装網で覆ったり、土塀の屋根の目地漆喰に古色を施すなどの擬装が行われた。
昭和20年6月姫路市が大空襲にあい、姫路市街は焼け野原となる。しかし、城郭建造物には被害が及ばず、奇跡的に戦災を免れる。

**・昭和　戦後**

昭和20年8月15日に戦争終結。同年9月には姫路城の擬装網が撤去される。
昭和25年に史跡名勝天然記念物保保存法、国宝保存法などが廃止となり、新たに文化財保護法が発布され、従来史跡、国宝として指定されていた姫路城は文化財保護法の適用により重要文化財となる。また翌年26年には姫路城大天守、東、西、乾の小天守、イロハニの4つの渡櫓が国宝に指定される。また、昭和27年に中濠以内が特別史跡地に認定されることとなった。
また、昭和25年には一時中断していた昭和の大修理が再開。昭和25年～30年の第一次6ヵ年計画、昭和31年～昭和39年の第二次8ヵ年計画で修理が完了となる。
解体を伴う根本的な修理はこの昭和の大修理が築城以降初めてのものであった。
以降、中長期的な修理計画を立て、姫路城を保護、保全していくこととなる。
高度経済成長期の最中、姫路市は重工業を中心に発展し、お城の街から工業の街へと変遷した。経済が発展していく中で、お城への関心は薄れていったと言われるが、その中で行われた昭和の大修理（昭和31年～昭和39年の第二次8ヵ年計画）では、城への関心を再び高めた。

**・世界文化遺産認定**

平成4年に日本が世界遺産条約の加盟国となり、翌5年に日本で初めての世界文化遺産に姫路城が認定される。
美的完成度が日本の木造建築の最高の位置にあり、世界的にも他に類のない優れたものであること。また、17世紀初頭の城郭建築の最盛期に、天守群を中心に、櫓、門、土塀等の建造物や石垣、堀などの土木建造物が良好に保存され、防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城であることなどが評価された。
世界文化遺産認定を機に、姫路城の保護、保全について30年計画が立てられ、より一層保護保全が強化されていく。また、姫路城への注目も高まり、改めて観光地としても評価されることとなる。

# 姫路城の保護（危機）

・廃城令
明治維新後、本来のお城としての役目が終わり、全国の城が廃城か否かの選択を受ける。姫路城は政情不安定の中、西の抑えとして存城が決定。

・城の荒廃（明治）
軍の施設として利用されていない櫓などの建物は管理するものがいなくなり、荒廃が進みひどい状況であった。そんな中、陸軍の中村重遠大佐の進言により姫路城の保存が決定し、軍により修理が行われる。

・売却の危機（大正後期～昭和初期）
軍の縮小に伴い、姫路城内の軍用地の一部が売却される話が持ち上がるが、当時の市長等が発起人となり、城を史跡として認定。売却を免れる。その後、国宝に認定される。

・戦争（昭和16年～昭和20年）
姫路城が攻撃の目標となることを防ぐため、開戦後、姫路城を擬装網で覆うなどの擬装が行われた。姫路の街は焼け野原となるも、奇跡的に姫路城は戦禍を免れる。

※焼け野原の中に残る姫路城が戦後の復興の際に市民に与えた心理的影響は大きかったと言われる。

・城への関心の低下（高度経済成長期）
姫路は重工業を中心に発展。お城の街ではなく、工業の街として発展していく。

・世界遺産認定（30年の保全計画の設定）
平成5年に日本で初めての世界文化遺産に姫路城が認定される。
世界文化遺産認定を機に、姫路城の保護、保全について30年計画が立てられ、より一層保護保全が強化されていく。

# 姫路城の活用

・役所兼倉庫（江戸）　幕府からの預かり物。本来のお城の役目。

・軍の施設（一部分）
版籍奉還後は国の管理となる。明治の初期の一時期は民間に払い下げられたこともあるが、国の管理に戻り、軍の施設となり、兵隊の集住は姫路経済の消費を担う大きな母体の受け皿となる。

・観光名所（大正元年～）
陸軍による保存修理を機に市民の中でお城の保存について関心が高まり、そして、姫路城を一般に開放して欲しいという機運も高まっていく。その中で、軍の施設として利用している部分以外が一般開放となり、大正元年に初めて一般に開放される。

・雇用の場の創出（昭和の大修理再開）
諸説はあるが戦後、復員兵が戻ってくる中、その雇用は大きな問題となっており、その解決に一役買ったのが姫路城の大修理という公共事業であったと言われる。
解体を伴う根本的な修理はこの昭和の大修理が築城以降初めてのもので以降、中長期的な修理計画を立て、姫路城を保護、保全していくこととなった。

・世界遺産認定（世界的な観光地化）
美的完成度が日本の木造建築の最高の位置にあり、世界的にも他に類のない優れたものであること、日本独自の城郭の構成を最もよく示した城であることなどが評価され、2019年には39万5千名の外国人観光客が入城した。

# 本来の役割が終わった後も、姫路城と姫路市民は4回の危機を乗り切ってきた。

## 姫路城の危機

**・廃城令**
明治維新後、本来のお城としての役目が終わり、全国の城が廃城か否かの選択を受ける。姫路城は政情不安定の中、西の抑えとして存城が決定。

**・城の荒廃（明治）**
軍の施設として利用されていない櫓などの建物は管理するものがいなくなり、荒廃が進みひどい状況であった。そんな中、陸軍の中村重遠大佐の進言により姫路城の保存が決定し、軍により修理が行われる。

**・売却の危機（大正後期～昭和初期）**
軍の縮小に伴い、姫路城内の軍用地の一部が売却される話が持ち上がる。

**・戦争（昭和16年～昭和20年）**
姫路城が攻撃の目標となることを防ぐため、開戦後、姫路城を擬装網で覆うなどの擬装が行われた。姫路の街は焼け野原となるも、奇跡的に姫路城は戦禍を免れる。

※焼け野原の中に残る姫路城が戦後の復興の際に市民に与えた心理的影響は大きかったと言われる。

## 姫路城存続への努力

**・城から軍の施設へ（一部分）**
版籍奉還後は国の管理となる。明治の初期の一時期は民間に払い下げられたこともあるが、国の管理に戻り、**軍の施設となり、兵隊の集住は姫路経済の消費を担う大きな受け皿となる**。

**・姫路観光元年（大正元年～）**
陸軍による保存修理を機に市民の中でお城の保存について関心が高まり、そして、姫路城を一般に開放して欲しいという機運も高まっていく。その中で、**軍の施設として利用している部分以外が一般開放となり、大正元年に初めて観光施設として活用される**。

**・姫路城を守りたい人たちの蜂起（大正後期～昭和初期）**
**当時の市長等が発起人となり「姫路城勝地保存期成同盟会」が結成され、城を史跡として認定。売却を免れる**。その後、国宝に認定される。

**・雇用の場の創出（昭和の大修理再開）**
諸説はあるが戦後、復員兵が戻ってくる中、その**雇用は大きな問題となっており、その解決に一役買ったのが姫路城の大修理という公共事業であったと言われる**。
解体を伴う根本的な修理はこの昭和の大修理が築城以降初めてのもので以降、中長期的な修理計画を立て、姫路城を保護、保全していくこととなった。

| 時代 | 出来事 | 所属 | 保護保全等 | 住民 | 経済 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 江戸 | | 持主：江戸幕府　管理者：藩主 | 築城から幕末までの約260年間で支柱の追加や屋根の修理等30件の修理記録有り。 | 藩主の居城。仰ぎ見る物。 | | 江戸幕府からの預かり物。城の保護保全は自身の家名を守ることに繋がる。 |
| 明治 | 明治維新 | 国・軍 | 廃城令が出される中で、存城が決定する。 | 軍の持ち物。引き渡を立ち入れない。 | | |
| | 大阪鎮台より陸軍が入城 | 軍 | 三の丸の建物などが壊され、軍の施設や病院に。 | | | |
| | | | 天守や櫓などは残されたが、屋根には雑草が生い茂り、瓦は煉ち放題、軒も柱を壁も崩れ、目を覆うばかりの状態。 | | | |
| | | | 陸軍の中村重遠大佐が、名古屋城と姫路城の名城としての価値に注目し、永久保存に向けた意見書を陸軍に提出。明治12年に姫路城の保存が決まり陸軍による修理が行われる。 | | | |
| | | | 姫路市民の間から姫路城を救えという市民運動が盛り上がり、明治41年に「白鷺城保存期成同盟会」が結成され、国などへの嘆願が行われる。 | 常々あった姫路城は市民にとっても大切なものであったことが伺える。 | 明治31年、誘致により第10師団が姫路にて編成 | |
| | | | 明治43年から44年にかけて本格的な保存修理が陸軍により行われる。 | | | |
| 大正 | | 一部軍用地を除き姫路市へ無償貸下げ | 大正元年、初めて姫路城が一般に公開される。 | 江戸時代は藩主の居城であり、明治維新後も軍用地となり、姫路市民はお城への立ち入りを禁止されている。そこでこの保存修理を機に、お城を市民に開放して欲しいという動き有り。 | | |
| | | | | 大正14年に国の軍備縮小の流れで、姫路の軍隊の規模が縮小。軍が移動した跡地については国の管理であったが、国が売却の意向を示したため、城の保存の為、市長等が発起人となり「姫路城跡地保存期成同盟会」が発足。 | 軍縮により駐屯の主体である軍が岡山に移動。姫路市の経済界は姫路城の観光利用へ意識がシフトしたと言われる。 | |
| 昭和 | 昭和2年に史跡名勝天然記念物保保存法により史跡として認定 | | | | | |
| | 昭和4年に国宝保存法が制定され、昭和6年に国宝として認定 | | | | | |
| | 昭和9年豪雨により城一部崩壊 | | 豪雨による崩壊を機に昭和10年昭和の大修理が始まる。 | | | |
| | 昭和16年太平洋戦争開戦 | | 姫路城が攻撃の目標となることを防ぐため、開戦後、姫路城を擬装網で覆ったり、土塀の屋根の目地漆喰に古色を施すなどの擬装が行われる。 | | | |
| | | | 昭和19年に太平洋戦争の戦局が急迫するなか昭和の大修理は一時中断。 | | | |
| | 昭和20年、6月姫路大空襲 | | 城郭建造物には被害が及ばず、奇跡的に戦災を免れる。 | | | |
| | 昭和20年、8月終戦 | 国 | 姫路城の擬装網が撤去される。 | | | |
| | | | 昭和25年に史跡名勝天然記念物保保存法、国宝保存法などが廃止となり、新たに文化財保護法が発布され、従来史跡、国宝として指定されていた姫路城は文化財保護法の適用により重要文化財となる。また翌年26年には姫路城大天守、東、西、乾の小天守、イロハニの4つの渡櫓が国宝に指定される。また、昭和27年に中濠以内が特別史跡地に認定される | | | |
| | | | 昭和25年には一時中断していた昭和の大修理が再開。昭和25年～30年の第一次5ヵ年計画、昭和31年～昭和38年の第二次8ヵ年計画で修理が完了となる。 | | 復員兵の働き口の確保などの目的も大修理の再開にはあったと言われる。 | |
| | | | | お城の街から工業の街へ。 | 高度経済成長期、姫路は重工業を中心に発展。 | |
| 平成 | 平成5年、世界文化遺産認定 | | 姫路城の保護、保全について30年計画が立てられ、より一層保護保全が強化されていく。 | 姫路城への注目も高まり、改めて観光地としても評価される | | 17世紀初頭の城郭建築の最盛期に、天守群を中心に、櫓、門、土塀等の建造物や石垣、堀などの土木建造物が良好に保存され、防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城であることなどが評価され世界遺産へ。 |
| | | | 平成21年から平成27年まで平成の大修理「国宝姫路城大天守保存修理工事」が行われた。 | | | |

# 姫路城の保護・保全に向けた考え方と技術を学ぶ

平成5年、姫路城は日本で初めての世界文化遺産として認定される。

この機に、これまでのように世の中の変化に左右されず、姫路城を永続的、持続的に保護・保全していくために、向こう30年にも及ぶ「姫路城平成中期保存修理計画」が制定され、それに基づき修理等が進められることとなった。

計画が長期にわたるため、「壊れたら直す」という単純な補修計画ではなく、修理を行う職人の育成、技術の継承、建築当時と同様の材料の確保など、他地域には見られないすそ野の広い計画となっており、姫路城がまちの中心として永続的に存在し続けるための計画であると言える。

傷むと全てを壊し、新しいものを建てるのではなく、400年以上、傷んだ部分のみを新しいものに取り換え、木造建築を保ち続けることはまさに持続可能な取り組みであり、これまでのスクラップアンドビルドの反省を踏まえた、今あるものを大切に使い続けていくことについてのヒントが多数含まれている。

つまり、前項の「姫路城の保護保全の経緯」で記した歴史的な経緯だけでなく、技術面からSDGsを学ぶところは極めて多い。

以上のような観点から、SDGsの目標11「住み続けられるまちづくり」を考え、延いてはSDGsそのものを学んでもらうことができると考える。

# 姫路城の保護・保全を学ぶことを通してSDGs11-4への理解
# 過去から今までを学ぶことでこれから先にどう活かしていくのか（例示）

姫路城の過去から現在に至るまでの保護・保全の努力について学ぶ。

過去の時点から考えると、その当時にSDGsという考えや言葉は無かったが、今まで世界遺産の保全(姫路城を守ってきたこと)を行ってきたことは、文化的なものを含むまちを守ってきた、住み続けられるまちをつくってきたことに繋がる。
これまで受け継がれてきたこと自体がこれから先に引き継いでいくこと、受け継いでいくことへのヒント。

何を考えてもらうか。

姫路城は一例に過ぎない。日本の他の文化遺産、自然遺産も含め、その地域らしさ、引いていえば日本らしさが守られてきている。
過去を学ぶことで、これから先、日本の文化・風土を含むまちというものをどう残していくか、残していくべきなのかも含め、考えてもらう。

例：①姫路城は実用性のある建物ではない。姫路城を取り壊し、その後の広大な　土地に生産性のある工場を建設したほうが地域のためなのではないか？
これまではそうはならず姫路城は守られてきた。ではこれからはどうか。

例：②全世界で共通の建物、乗り物、習慣などで統一されるべきか。世界のどこに行っても同じなので便利ではないか。その様なまちがあるべき姿か？

多様性の尊重がテーマとされる中で、多様性を理解するための自己の性質の理解が必要。自国の文化遺産・自然遺産の歴史や意味（日本の性質）をわかってこそ、その他の国や地域の性質を尊重する元となるのではないか。